

事業事前評価表

国際協力機構アフリカ部アフリカ第二課

1. 基本情報

国名：ガーナ共和国（以下、ガーナ）

案件名：人材育成奨学計画

The Project for Human Resource Development Scholarship

G/A 締結日：2020年7月2日

2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における中核人材育成分野の現状・課題及び本計画の位置付け

ガーナにおいては、各開発課題を取扱う政府機関・関連省庁の職員・組織・制度・財政のキャパシティが、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。従って、いずれの重点分野においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、「人材育成奨学計画」（以下「本計画」という。）が取り組む中核となる行政官等の育成が期待されている。

1) 農業・農村振興

ガーナの農業はGDPの約20%を占める基幹産業であるが、カカオを中心とする典型的な一次産品依存型であるため、気候や国際価格の影響を受けやすい。加えて、ガーナの農業従事者の大多数は肥料や農薬、農業機械などの十分な投入ができない貧しい小規模農家であることから、生産性や収益性が低く不安定である（JICA 国別分析ペーパー（2019年4月）（以下「JCAP」という。）。「ガーナ中期国家開発政策（2018-2021）アプローチペーパー（以下、中期国家開発政策）」の下で策定した農業セクターの中期開発計画において、ガーナ政府は①農業セクターの管理・運営の改善、②農業ビジネス環境の整備、③食料安全保障と雇用拡大のための農業の推進、④緊急時用備蓄、栄養改善、社会的保護、⑤持続可能な土地と環境の管理の5点を重点課題と位置づけている。これらを担う中核人材の育成は不可欠である。

2) 資源・エネルギー

エネルギー分野において、石油・ガス分野の着実な事業化と収益の国内経済への裨益、そのための制度整備や人材育成が必要である（JCAP）。また、十分な発電量の確保、電気料金の適正化、送配電設備の更新・増強が喫緊の課題であり、同分野の改革に優先的に取り組むことを中期国家開発政策にも記していることから、電力行政を所管する人材の育成が重要である。

3) 地方農村部の活性化

ガーナ政府は、「負担可能、公正性、容易なアクセスの確保を通じたUHC」、及び「保健システムの強化」を政策目標に挙げている。また、保健セクター中

期開発計画では、①持続的、公平で、容易にアクセス可能な保健サービスの確実な提供、②疾病の罹患、死亡、障害の減少と非感染性疾患の予防・対策、③ガバナンス・保健システム管理の効率性向上、④感染症予防・対策強化及び脆弱層における HIV/AIDS と性感染症の新規感染低減を目標としている。それらを中核的に担う高等人材の育成が必要である。

4) 行政能力向上・制度整備

ガーナ政府は州の分割・再構成を 2019 年 3 月に実施。人口増加に伴う郡の細分化・増設を今後も予定しており、地方自治体の能力強化のニーズは更に高まっている。地方分権化を進める一方で、受け皿となる地方政府における自主財源の把握や収支の管理、文書管理等の基礎的な行政事務についての中央政府との情報・能力格差が、行政の効率化達成のボトルネックとなっており、各省・地方レベルの計画策定能力強化、公務員の能力強化といった公共セクター改革を中核的に担う高等人材の育成が必要である。

(2) 中核人材育成分野に対する我が国の協力方針等と本計画の位置付け

1) 農業・農村振興

我が国の対ガーナ国別開発協力方針（2019 年 9 月）において、重点分野として「農業を含む産業基盤強化」が設定されている。JCAP においても、小規模農家支援に焦点を当て、農家の技術向上、農業機械化、生産性向上、稲作面積の拡大、さらには民間投資拡大による市場へのアクセス強化に取り組むとしており、政策支援も重要な柱である。

2) 資源・エネルギー

我が国の対ガーナ国別開発協力方針（2019 年 9 月）において、重点分野として「インフラ開発」が設定されており、JCAP においても、特に首都圏等の経済拠点への効率的な電力供給を実現する基幹送変電、配電設備等への支援を推進することとしている。

3) 地方農村部の活性化

我が国の対ガーナ国別開発協力方針（2019 年 9 月）において、重点分野として「保健」が設定されている。また、JCAP においてもすべての国民が良質な保健サービスを楽しむことができる UHC への政府の取組を支援する中で、我が国のこれまでの協力実績を活かし、ガーナの緊急課題である妊産婦および乳幼児の死亡率低下に向けた支援に加え、栄養改善や生活習慣病など新生児から成人・高齢者までの健康維持に関わる支援を重点分野に位置付けている。

また JICA は、北部を対象に技術協力プロジェクト「北部 3 州におけるライフコースアプローチに基づく地域保健医療サービス強化プロジェクト（2017 年～2022 年）」を実施中。

4) 行政能力向上・制度整備

我が国の対ガーナ国別開発協力方針（2019年9月）において、重点分野として「人材基盤強化」が設定されている。また、JCAPにおいても中央政府における中堅行政官の能力向上が「行財政人材育成プログラム」の取り組みとして位置づけられている。

本計画はSDGsゴール8「持続的、包摂的で持続可能な経済成長と、万人の生産的な雇用と働きがいのある仕事の促進」及びゴール17「実施手段の強化と持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップの活性化」に貢献すると考えられ、実施意義は高い。

（3）他の援助機関の対応

類似事業を実施する主なドナーとして、韓国、中国、南アフリカ、イギリス、オランダのほか、世界銀行、アフリカ開発銀行等の国際機関等が挙げられる。

3. 事業概要

（1）事業目的

ガーナの政府の中枢において活躍し得る若手行政官等が本邦大学院において学位（修士・博士）を取得することを支援することにより、当国の開発課題解決のための人材の育成及び我が国と当国政府との人的ネットワークの構築を図り、もって当国の開発課題の解決及び人材面からの二国間関係の強化に寄与するもの。

（2）プロジェクトサイト／対象地域名

該当なし。

（3）事業内容

本事業は、中央政府の若手行政官等を対象に最大13名（修士課程12名、博士課程1名）の留学生が、本邦大学院において、ガーナにおける優先開発課題の分野での知識の習得を目的として留学するのに対して、必要な経費を支援するもの。また、優先課題へより具体的に対応するべく4期分の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を同期間継続的に実施する。なお、本年はその第2年次事業として実施するものである。

（4）総事業費

263百万円（概算協力額（日本側）：263百万円、ガーナ国側：0百万円）

（5）事業実施期間

2020年7月～2025年3月を予定（計57ヶ月）。

（6）事業実施体制

本事業の円滑な実施のために、ガーナにおいて運営委員会を設置する。運営委員会は、以下のとおり、ガーナ政府関係者及び日本側関係者で構成し、次年

度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。

運営委員会の構成：財務省、ガーナ人事委員会、在ガーナ日本国大使館、JICA
ガーナ事務所

(7) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担：特になし。

(8) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項：該当なし。

3) ジェンダー分類：「(GI) ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件」

<活動内容/分類理由>本事業において、女性行政官の人材育成ニーズを確認のうえ、研修員募集時の General Information(GI)に、女性候補者へも広く応募勧奨することを検討する。

(9) その他特記事項

特になし。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

指標名	基準値（2020年）	目標値（2026年） （事業完成1年後）
留学する学生数（人）：修士	0	12
留学する学生数（人）：博士 ¹	0	1
留学生の学位取得率（%） ²	0	95

(2) 定性的効果

- ・ 本計画の実施により、若手行政官等が我が国において学位（修士・博士）を取得し、各対象分野の課題解決に資する専門知識等を習得する。
- ・ これら若手行政官等が帰国後、課題解決のための計画策定、政策立案に貢献し、所属組織等においてリーダーシップを発揮することで、当該組織が機能強化される。
- ・ 留学生受入れによる、二国間の相互理解及び友好親善関係の構築、受入れ大学等の国競争力の強化、国際的な知的ネットワークの強化に資する。

¹ 博士課程については、原則として過去に本事業で修士学位を取得したものの中から複合的な条件に合致する人材がいる場合のみ受け入れる。

² 学位取得率については、4期分の計画(3.(3)事業内容参照)全体における目標値とする。また、「5.(2)外部条件」に記載する外部条件が得られないことにより達成できなかった事例については母数に含めない。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

特になし。

(2) 外部条件

- ① 留学生本人が病気や事故等のトラブルに遭わない。
- ② 留学生が帰国後に所属先を離職しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

過去の本事業では、受入分野・受入大学等に関し毎年度の計画策定であったため、中長期的な戦略をもって留学生を受け入れることが困難な面があった。

この点を受け、平成 20 年度以降新方式による本事業においては、事業効果をその国の発展へとより直接的に繋げることを可能とするべく、協力準備調査を実施して優先課題を特定し、当該課題へ対応するべく 4 期の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を実施するようにしている。

7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力量針・分析に合致し、当国の開発課題の解決及び人材面からの二国間関係の強化を通じて二国間の相互理解及び友好親善関係の構築、受入大学等の国際競争力の強化、国際的な知的ネットワークの強化等に資するものであり、SDGs ゴール 8「持続的、包摂的で持続可能な経済成長と、万人の生産的な雇用と働きがいのある仕事の促進」及びゴール 17「実施手段の強化と持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップの活性化」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後のモニタリング計画

(1) 今後のモニタリングに用いる指標

4. のとおり。

(2) 今後のモニタリング取りまとめ時期

4. (1) に記載の目標年。ただし、定性的効果については、4 年に一度調査を行い、取りまとめる。

以 上